区分番号Ａ３０７に掲げる小児入院医療管理料	小児入院医療管理料 小児入院医療管理料１ （14日以内の期間）　2,981点 （15日以上30日以内の期間）　3,486点 （31日以上の期間）　3,693点 小児入院医療管理料２ （14日以内の期間）　2,251点 （15日以上30日以内の期間）　2,756点 （31日以上の期間）　2,963点 小児入院医療管理料３ （14日以内の期間）　1,787点 （15日以上30日以内の期間）　2,292点 （31日以上の期間）　2,499点 小児入院医療管理料４ （14日以内の期間）　1,126点 （15日以上30日以内の期間）　1,631点 （31日以上の期間）　1,838点 注１　基本診療料の施設基準等第九の九の⑺に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院の病棟において小児入院医療管理が行われた場合には、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。 イ　保育士１名の場合　100点 ロ　保育士２名以上の場合　180点 ２　当該病棟に入院している患者が人工呼吸器を使用している場合は、人工呼吸器使用加算として、１日につき600点を所定点数に加算する。 ３　基本診療料の施設基準等第九の九の⑻に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院に入院している患者（小児入院医療管理料３又は小児入院医療管理料４を算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。 イ　重症児受入体制加算１　200点 ロ　重症児受入体制加算２　280点 ４　当該病棟に入院している児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の２第３項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である患者又は同法第56条の６第２項に規定する障害児である患者について、当該病院の医師又は当該医師の指示に基づき薬剤師が、退院に際して当該患者又はその家族等に対して、退院後の薬剤の服用等に関する必要な指導を行った上で、保険薬局に対して、当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者に係る調剤に際して必要な情報等を文書により提供した場合は、退院時薬剤情報管理指導連携加算として、退院の日に１回に限り、150点を所定点数に加算する。 ５　患者に対する支援体制につき基本診療料の施設基準等第九の九の⑽に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院の病棟に入院している患者について、養育支援体制加算として、入院初日に限り300点を所定点数に加算する。 ６　当該病院が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、緊急に入院を必要とする小児患者を受け入れる体制の確保につき基本診療料の施設基準等第九の九の⑾に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院の病棟に入院している患者（小児入院医療管理料１又は小児入院医療管理料２を現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 イ　時間外受入体制強化加算１　300点 ロ　時間外受入体制強化加算２　180点 ７　基本診療料の施設基準等第九の九の⑿に規定する基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（小児入院医療管理料１、小児入院医療管理料２又は小児入院医療管理料３を算定している患者に限る。）について、看護補助加算として、入院した日から起算して14日を限度として、151点を所定点数に加算する。この場合において、注８に掲げる看護補助体制充実加算は別に算定できない。 ８　看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を図るための看護業務の補助の体制その他の事項につき基本診療料の施設基準等第九の九の⒀に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（小児入院医療管理料１、小児入院医療管理料２又は小児入院医療管理料３を算定している患者に限る。）について、看護補助体制充実加算として、入院した日から起算して14日を限度として、156点を所定点数に加算する。

５　３の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める病院（医科点数表区分番号Ａ１０５に掲げる専門病院入院基本料に係る届出を行った病院に限る。以下「５に規定する病院」という。）であって、医科点数表第１章第２部第３節特定入院料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る届出を行ったものの病棟における療養に要する費用の額の算定については、同欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数に加算するものとする。

区分番号Ａ３００に掲げる救命救急入院料	救命救急入院料 救命救急入院料１ （３日以内の期間）　10,344点 （４日以上７日以内の期間）　9,205点 （８日以上14日以内の期間）　7,859点 （15日以上30日以内の期間）　8,164点 （31日以上60日以内の期間）　8,371点 救命救急入院料２ （３日以内の期間）　8,588点 （４日以上７日以内の期間）　7,594点 （８日以上14日以内の期間）　6,434点 （15日以上30日以内の期間）　6,739点 （31日以上60日以内の期間）　6,946点